

寒川町スポーツ推進計画（案）のパブリックコメント実施結果について

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が、平成23年に50年ぶりに全部改正され、現在の日本の実状にあったスポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」に生まれ変わりました。また、寒川町についても平成16年に策定した「寒川町スポーツ振興基本計画」が、平成23年度に計画期間が終了することから、町の実状にあったスポーツ施策と引き続き町民のみなさまのスポーツ活動を推進していくため、基本的な理念と指標を定めた「寒川町スポーツ推進計画」を策定することとなりました。

このたび寒川町スポーツ推進計画（案）について、皆さんからのご意見等の募集を行ったところ、4件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する町の考え方について公表いたします。

●募集期間●

平成24年4月1日（日）～平成24年4月30日（月）

●閲覧場所●

役場本庁舎2階情報公開コーナー、1階ロビー案内、町民センター、寒川町公民館
寒川町北部文化福祉会館、寒川町南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合図書館
寒川総合体育館、寒川町ホームページ及び教育委員会スポーツ振興課

※注意 上記施設が閉庁日または休館日等の場合は、閲覧できません。

●提出方法●

閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に住所及び氏名（団体の場合は、団体名、担当者の氏名及び所在地）とご意見を記入し、次の方法で提出してください。

- (1) 直接 閲覧場所の募集箱へ投函またはスポーツ振興課へ持参
- (2) 郵送 〒253-0196 寒川町宮山165番地 寒川町教育委員会スポーツ振興課
- (3) ファクシミリ 0467-75-9907
- (4) 電子メール m-sports@town.samukawa.kanagawa.jp

●対象者●

寒川町内在住、在勤または在学の方

寒川町内で活動する企業、民間非営利団体またはその他の団体

●実施結果●

- 【意見提出者】 1人
- 【意見数】 4件
- 【意見の内訳】 別紙のとおり

●意見の内訳

項目	No.	意見内容
全般	1	この31ページの計画策定から配布までに掛った「外注費」と「職員の労働時間を、ぜひ、教えてください。(この手の計画に関するパブコメを行う場合、必ずこの数値を明示ください)。
	2	数値目標が、非常に少ない計画案である。 唯一目標ではなく「指標」として「スポーツを楽しむ人 85%」との数値が大きく書かれています。目標が数値で設定できなければどうやって「評価」するのでしょうか?評価できない計画は、作っても作らなくても良い計画、つまり「無駄な」計画です。
	3	対策ではなく、解説の多い計画案です。 安定した運営をしていくためにも会員を増やす必要があるとか、施策の展開を再考する必要がありますとか、スポーツボランティア制度を確立必要がある、町の財政状況の悪化で今まで以上に工夫が必要、と言ったなど「解説」は数多く載っていますが、具体的に何をやるかが何も載っていません。
5章 6章	4	進め方の章に【推進体制イメージ図】は確かに載っています。 しかし、具体性が見えません。すでにやっていることは数多い写真などで良くわかりますが、新しい施策がほとんど載っていません。新しいことをやるには「お金」も掛かるでしょう。「総合計画に沿って作った」と書いてありますが、総合計画にその財源は載っていますか?先立つものがなければ、計画は全部未達成で終わってしまいます。 ボランティアの活用、もっと広報する、施設予約システム(今ある)の改善を図りますと言った、「努力項目」はたくさんたくさん書いていますが、計画は「努力すること」を書くものではなく「目標を達成する筋道」と「責任」を書くものです。 何か勘違いをして計画案を作っていると思います。